

関西圏国家戦略特別区域会議(第8回)

2016年3月24日

関西圏(大阪府・京都府・兵庫県)

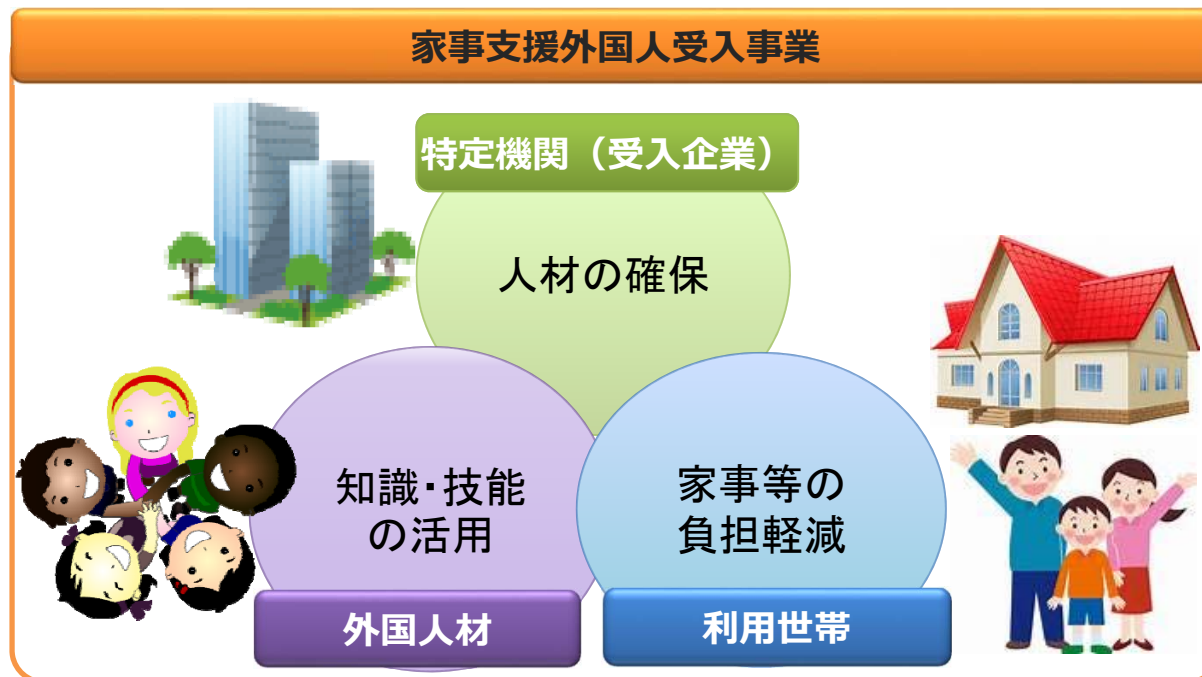
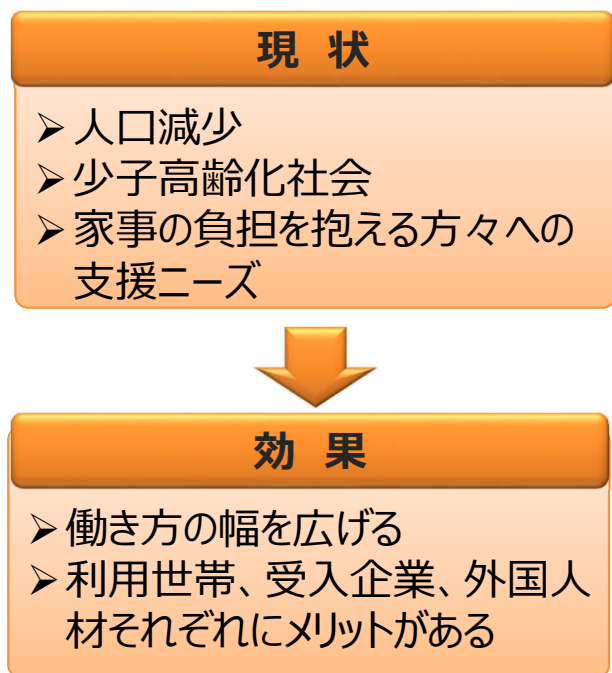
～ 大阪府・大阪市提出資料 ～

事業実施の意義・目的について

- 経済のグローバル化や人口減少、少子高齢化の中で、今後、経済を新たな成長軌道に乗せるためには、女性・高齢者・若者など、より多くの人々が、その能力を存分に発揮できる社会を構築することが重要。
- しかし、それを阻む要因の一つとして、家事・育児等の負担により「家庭を離れ辛い」、「働きたくても働けない」といった状況が挙げられる。
- そうした中、女性はもとより、家事の負担を抱える方々の支援ニーズに応えることで、働き方の幅を広げる方策として、今後大きな市場拡大も期待される家事支援サービスの活用は、有効な手段の一つ。
- ついては、多様なニーズに応えるサービスの選択肢を提供する観点から「家事支援外国人受入事業」を推進し、関西圏国家戦略特区の目標である“チャレンジングな人材が集まる都市”への環境整備を図る。

事業実施区域とスケジュール

- 事業実施区域は当面「大阪市」とし、6月を目途に事業開始を予定。



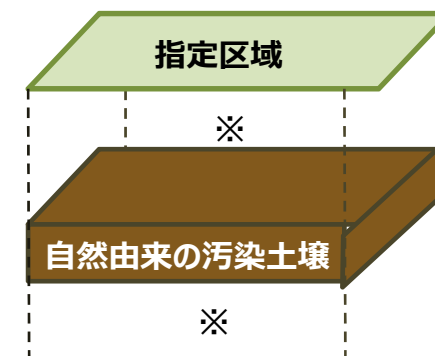
現行の汚染土壌搬出時の取扱い

- 土壌汚染対策法は、土壌汚染による人への健康被害の防止等を目的に、土壌汚染が確認された土地の区域指定や、汚染土壌の区域外への搬出の方法等を規定。
- 自然の土壌に含まれるひ素やふっ素等による土壌汚染が確認された土地は、その物質について「自然由来特例区域」に指定。
- 汚染土壌を区域外に搬出する時は、汚染の拡散のおそれがあるため、全量、汚染土壌処理施設における処理が必要。
ただし、この土壌の中には、汚染されていない土壌が存在する可能性があることから、「認定調査」として法対象の全ての有害物質（25種類）について深度方向の土壌調査を行い、基準に適合していることを確認した部分の土壌（右図の※の部分の土壌）は、健全土として取扱うことができ、処理施設への搬出は不要。

「自然由来特例区域」の指定数

地域	指定数
全国	103
大阪府	18

(平成28年3月1日現在)



特区で活用する特例措置

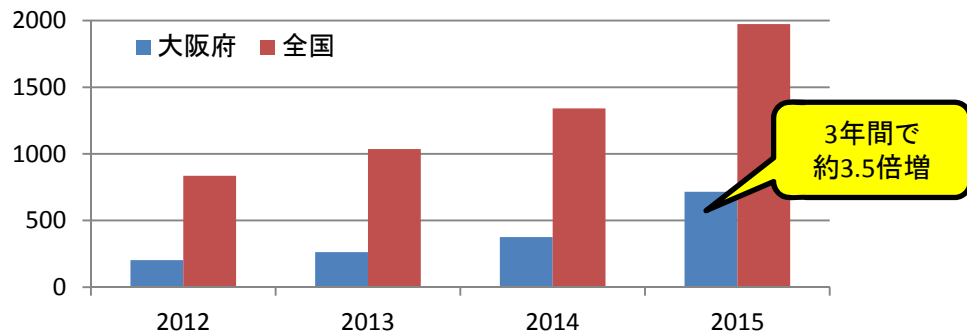
「自然由来特例区域」で、指定後、新たな汚染のおそれが確認されない場合の土壌搬出時認定調査の対象は、全ての有害物質（25種類）ではなく、区域指定の対象物質についての調査で足りることとする。

大阪府域において、自然由来特例区域中の土壌について効率的に汚染状態の判定を行うことにより、建設工事の迅速化、資源の有効活用等を図る。

まずは、大阪市内（梅田周辺）の「自然由来特例区域」において、特例措置を活用予定
【H28年4月から】

大阪を訪問する外国人観光客は急増

訪日・来阪外国人観光客数(万人)



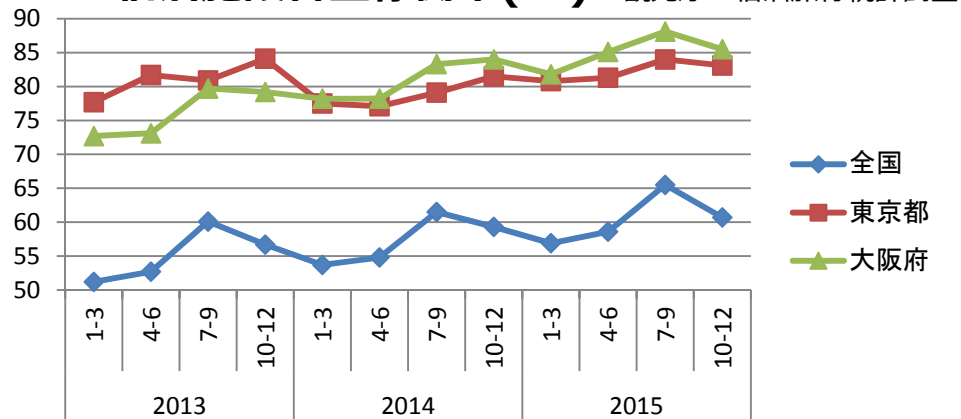
日本政府観光局(JNTO)及び観光庁資料により大阪市作成。
来阪外国人観光客数は訪日外国人客数に訪問率を乗じて算出。
1-11月の数値は暫定値、12月の数値は推計値。

1月15日に大阪市会で関係条例を可決。
平成28年10月以降に施行予定。

- 治安対策（滞在者名簿や旅券確認）、近隣トラブル防止措置（ごみ処理や騒音対策、近隣住民への説明、苦情対応等）を義務付け
- 要件確認のための立入調査権限を条例で措置
- 認定事業者の責務を明記
- 条例可決の際、附帯決議が附されており、条例の施行日は平成28年10月以降、また市民の安全・安心が十分確保できないと認められる場合、条例の施行をさらに延期することとなっている
- 実施区域はホテル立地規制地域を除く地域で設定

客室稼働率は年間86%（全国1位）で宿泊施設が取れない状況。

宿泊施設客室稼働率(%) 観光庁：宿泊旅行統計調査



実施に向けた課題

- 住民の安全・安心を確保するための本人確認や近隣トラブル防止措置の履行確認
- 違法民泊の取締強化

■ 提案概要

大阪府南部（岸和田丘陵地区）にて都市農業のパイロットケースを確立するため、以下3つの規制改革を進めたい。
 ～ **大阪府、岸和田市、JAいずみの等が共同提案！ 岸和田市農業委員会も提案内容に同意！** ～

■ 民間事業者等の声

本提案について、17の法人から意見徴収をした結果、現在の規制が、異業種も含めた多様な法人の事業展開・参入の障壁となっていることがわかった。

下記のとおり、**規制緩和実現に期待し、本提案に賛成の立場である。**

提案項目	事業者の声
<p>① 株式会社の農地取得条件緩和</p>	<p>■ 経営判断等の観点から、一般企業等のままの農地所有を希望 ■ 返却リスク、施設等の償却、地権者調整等の懸念からはリースより購入を選択</p> <p>「生産法人では農家と企業の理論は違うのでうまくいかないケースが多く難しい」、「リースは、これから投資回収というときに返してくれというリスク有り」、「施設等の償却期間が賃貸期間より長く、減価償却が十分できない」、「リースと購入では、買う方をとる。リースでは思い切った投資が出来ない。何よりもよい作物が出来ない。」など</p>
<p>② 農地への全面コンクリート打設解禁</p>	<p>■ 先進農業には、安全・衛生管理、施設メンテナンス、環境コントロール（ICT農業）が可能な全面コンクリート打設の農地を望む声が圧倒的に多い</p> <p>「土の場合、水耕栽培のベッドが傾き、水位に差ができ生育に影響する」、「土壌面があると、湿度や温度等の面で環境コントロールしにくい」、「コンクリートを打てなかったため、鉄板を敷いている」など</p>
<p>③ 農地転用規制の緩和</p>	<p>■ ほぼ全ての法人で、現在認められている面積基準では不足との声</p> <p>「施設の規模が90㎡以内では、ha単位で営農を行う企業には小さい」、また、90㎡以内であるため「事務等はハウスで行っている」、「トイレを近傍に借りにいっている」など</p>

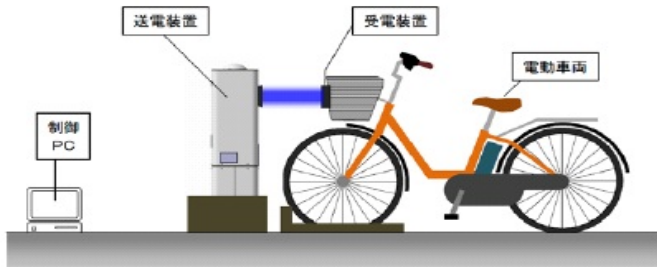

～ 京都府提出資料 ～

●実施主体：①三菱重工業株式会社及び京都大学 ②パナソニック株式会社及び京都大学

●実施場所：京都府相楽郡精華町内（①②ともに）

電波暗室での基礎実験、企業・大学構内での実環境実験を踏まえて想定されるユーザーでの使用評価を行い、社会実装に直結させる

●事業内容：

	①電動車両向け無線送電システムの開発	②医療用等のセンサー向け無線送電システム
事業化の概要 (案)	 <p>電動車いす、高齢者向けパーソナルモビリティへのマイクロ波方式の無線送受電機能を開発し、<u>身体障害者や高齢者が駐車位置を気にすることなく、プラグ操作不要で充電できるシステムを開発</u></p>	 <p>医療用センサーへのマイクロ波方式の無線送受電機能を開発し、病院・病室内の天井等に送電アンテナを設置して、<u>複数の医療用等のセンサー(バイタルデータの管理等)にコードレスで電力を同時に供給できるシステムを開発</u></p>

特区事業のメリット

- ・特定実験試験局の手続きが迅速になることで、実証実験の円滑な実施による無線電力を用いた最先端の研究開発が進む

世界最先端の技術であるマイクロ波無線送電により、いつでもどこでも安定した電力供給を実現！

医療法の規制緩和（PETの診断機器等との複合化促進）

PET使用室※のみに制限されている陽電子断層撮影装置(PET)の使用について、放射性物質であるPET薬剤の投与はこれまで同様にPET使用室で行い、「**可搬型PET装置**」による「**撮影**」のみを、PET使用室以外の**MRI室、CT室、放射線治療室で可能**にする。

※陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室

「可搬型PET」の研究開発で日本が世界をリードし、**既存の診断機器や治療機器との複合化による革新的かつ効率的な医療技術の開発を加速**する。「がん」や「認知症」の早期診断による低侵襲治療の普及、これに伴う医療費低減が可能になり、多くの患者さんを救う。

新たな獣医学部・大学院研究科の設置のための抑制解除

- ・先端医療技術開発を支える獣医師を関西で育成し、製薬業界、大学等研究機関で活躍することを目的とする獣医学教育機関（**獣医学部・大学院研究科**）を新設する。
- ・**獣医学部の新設・定員増は、文部科学省により抑制されている**ため、上記目的のための獣医学部設置について、**この抑制解除を求める**。
 - ▶「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準」（平成15年3月31日文部科学省告示第45号）

実施主体 : 京都産業大学
 実施場所 : 京都府綾部市（新設キャンパス）、京都市北区（既存キャンパス）
 連携施設 : 京都府農林水産技術センター畜産センター（綾部市）、淀高原牧場（京丹後市）